

1 鳥取県公報

令和3年6月1日(火) 号外第60号

								再起 人	亚声 月九	7 1 1
^		Pol.	A III diana	目		+ 100m 1	次			
\Diamond	規				改正する法律 推進課)・					••3

――公布された規則のあらまし―

◇食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 規則の制定理由

食品衛生法の一部が改正されたこと等に伴い、鳥取県食品衛生条例施行規則及び鳥取県ふぐの取扱い等に関 する条例施行規則について所要の改正を行うとともに、魚介類行商の許可等について定めた鳥取県魚介類行商 条例施行規則を廃止する。

- 2 規則の概要
 - (1) 鳥取県食品衛生条例施行規則の一部改正
 - ア 食品衛生法の一部が改正され、法令において公衆衛生上必要な措置の基準が規定されることに伴い、規 則に規定する公衆衛生上実施することが望ましい措置に係る規定を削る。
 - イ 公衆衛生の見地から必要な基準が見直されたことに伴い、営業の許可の有効期間を改める。
 - ウ 食品衛生法の一部が改正され、営業届出制度が創設されたことに伴い、営業届出書の様式等を定める。
 - エ その他所要の規定の整備を行う。
 - (2) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正
 - ア ふぐ処理試験の科目を次のとおりとする。
 - (ア) 水産食品の衛生に関する知識
 - (イ) ふぐに関する一般知識
 - (ウ) ふぐ処理の実技(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)
 - イ 条例の一部が改正され、ふぐ処理師試験に係る受験資格を設けないこととされたことに伴い、受験願書 に添付することとされていた書類の一部について添付を不要とする。
 - ウ ふぐ取扱い営業の認証の申請等について定めた規定を削る。
 - エ その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 鳥取県魚介類行商条例施行規則は、廃止する。
 - (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定 める規則について、所要の規定の整備を行う。

規 刞

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。 令和3年6月1日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県食品衛生条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県食品衛生条例施行規則(昭和49年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

改正前

第7条 政令第5条第3項の規定による試験品の採取 第7条 政令第5条第3項の規定による試験品の採取 量は、別表のとおりとする。ただし、総合事務所長 が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必 要な限度において、その採取量を変更することがで きる。

量は、別表第1のとおりとする。ただし、総合事務 所長が特別の理由があると認めるときは、当該検査 に必要な限度において、その採取量を変更すること ができる。

(公衆衛生上実施することが望ましい措置の基準)

第10条 条例第3条の2第1項の認定を受けている施 設以外の施設において条例第3条第2項の公衆衛生 上実施することが望ましい措置は、別表第2のとお りとする。

(鳥取県HACCP適合施設の認定)

に次に掲げる書類を提出してしなければならない。

- (1) 略
- (2) 条例第3条第2項第1号から第6号までの規 定により作成し、又は定めた危害要因、重要管理 点、管理基準、モニタリングの方法、改善措置及 び同号に規定する手順について記載した書類
- (3) 条例第3条第2項第7号に規定する記録
- (4) 略
- (5) 法第55条第1項の許可を受ける必要がない施 設にあっては、施設の構造を記載した図面
- (6) 略
- は同条第3項の更新をしたときは、当該認定又は更 新を受けた者(以下「認定事業者」という。)に対 し、様式第6号の3による認定証を交付するものと する。

(鳥取県HACCP適合施設の認定)

- 第10条 条例第3条第1項の規定による申請は、知事 | 第10条の2 条例第3条の2第1項の規定による申請 は、知事に次に掲げる書類を提出してしなければな らない。
 - (1) 略
 - (2) 条例第3条の2第2項第1号から第5号まで の規定により特定し、又は設定した危害物質、重 要管理点、管理基準、モニタリングの方法及び改 善措置について記載した書類
 - (3) 条例別表第1の1の項(5)のカの(エ)に 規定する記録
 - (4) 略
 - (5) 法第52条第1項の許可を受ける必要がない施 設にあっては、施設の構造を記載した図面
 - (6) 略
- 2 知事は、条例第3条第1項の認定をしたとき、又 2 知事は、条例第3条の2第1項の認定をしたと き、又は同条第3項の更新をしたときは、当該認定 又は更新を受けた者(以下「認定事業者」とい う。) に対し、様式第6号の3による認定証を交付 するものとする。

- 3 条例第3条第2項第8号の規則で定める基準は、 次のとおりとする。
 - (1) 法第48条第1項に規定する食品衛生管理者 (以下「食品衛生管理者」という。) 又は省令別 表第17に規定する食品衛生責任者(同表第1号ロ (3) に規定する都道府県知事等が行う講習会又 は都道府県知事等が適正と認める講習会を修了し た者と同等の知識を有する者として都道府県知事 等が認めたものを含む。以下「食品衛生責任者」 という。) 並びに製品についての知識及び専門技 術を有する者で構成される班を編成すること。
 - (2) 次に掲げる書類を作成すること。

ア・イ 略

- ウ 条例第3条第2項第2号に規定する重要管理 点を定める必要がない場合にあっては、その理 由を記載した書類
- エ 条例第3条第2項第6号の規定により行う検 証の結果を記録した書類

(3) 略

- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法第55条第2項各号のいずれかに該当する者
 - イ 条例第3条第4項の規定により同条第1項の 認定を取り消され、その取消しの日から起算し て1年を経過しない者

ウ~カ 略

- 4 条例第3条第3項の規則で定める期間は、同条第4 条例第3条の2第3項の規則で定める期間は、同 1項の認定の日又は同条第3項の更新の日から9年 以内で法第55条第1項の許可の有効期間の末日(当 該許可を受ける必要がない施設にあっては、別に定 める日)までとする。
- 5 条例第3条第3項の更新を受けようとする者は、 前項に規定する期間の末日の20日前までに知事に更 新の申請をしなければならない。

(認定事業者の地位の承継)

第10条の2 略

(認定事業者の変更の届出)

第10条の3 認定事業者は、住所若しくは氏名(法人 第10条の4 認定事業者は、住所若しくは氏名(法人 にあっては、主たる事務所の所在地、名称若しくは 代表者の氏名)、施設の名称、屋号若しくは商号又 は第10条の2第1項第2号に規定する書類に記載し た事項に変更があった場合は、速やかに様式第6号 の5による届書を知事に提出しなければならない。

- 3 条例第3条の2第2項第7号の規則で定める基準 は、次のとおりとする。
 - (1) 法第48条第1項に規定する食品衛生管理者 (以下「食品衛生管理者」という。) 又は条例別 表第1の1の項(7)のアに規定する食品衛生責任 者(以下「食品衛生責任者」という。)並びに製 品についての知識及び専門技術を有する者で構成 される班を編成すること。
 - (2) 次に掲げる書類を作成すること。

ア・イ 略

- ウ 条例第3条の2第2項第2号に規定する重要 管理点を定める必要がない場合にあっては、そ の理由を記載した書類
- エ 条例第3条の2第2項第6号の規定により行 う検証の結果を記録した書類

(3) 略

- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法第52条第2項各号のいずれかに該当する者
 - イ 条例第3条の2第4項の規定により同条第1 項の認定を取り消され、その取消しの日から起 算して1年を経過しない者

ウ~カ 略

- 条第1項の認定の日又は同条第3項の更新の日から 9年以内で法第52条第1項の許可の有効期間の末日 (当該許可を受ける必要がない施設にあっては、別 に定める日)までとする。
- 5 条例第3条の2第3項の更新を受けようとする者 は、前項に規定する期間の末日の20日前までに知事 に更新の申請をしなければならない。

(認定事業者の地位の承継)

第10条の3 略

(認定事業者の変更の届出)

にあっては、主たる事務所の所在地、名称若しくは 代表者の氏名)、施設の名称、屋号若しくは商号又 は第10条の3第1項第2号に規定する書類に記載し た事項に変更があった場合は、速やかに様式第6号 の5による届書を知事に提出しなければならない。

(公衆衛生の見地から望ましい営業施設の基準)

望ましい施設の構造及び設備は、食品の冷却保存を する設備が電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であることと する。

(公衆衛生の見地から望ましい営業施設の基準)

第10条の4 条例第4条第3項の公衆衛生の見地から 第10条の5 条例第4条第3項の公衆衛生の見地から 望ましい施設の構造及び設備は、別表第3のとおり とする。

(食品衛生責任者の責務)

第11条 食品衛生責任者は、営業者(食品衛生管理者 を置かなければならない営業者を除く。) の指示に 従い、衛生管理に当たるものとする。

(営業許可を受けた者が置く食品衛生責任者の資格)

- 第11条の2 食品衛生責任者のうち、法第52条第1項 の許可を受けた者が置く食品衛生責任者は、次の各 号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 法第48条第6項に規定する食品衛生管理者と なることができる資格を有する者
 - (2) 政令第9条第1項に規定する食品衛生監視員 となることができる資格を有する者
 - (3) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第1条第 1項に規定する栄養士
 - (4) 調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に 規定する調理師
 - (5) 製菓衛生師法 (昭和41年法律第115号) 第2 条に規定する製菓衛生師
 - (6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する 法律(平成2年法律第70号)第12条第1項の食鳥 処理衛生管理者
 - (7) 船舶料理士に関する省令(昭和50年運輸省令 第7号) 第2条の船舶料理士
 - (8) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16 年鳥取県条例第7号) 第2条第3号に規定するふ ぐ処理師
 - (9) 知事又はその他の者が行う食品衛生責任者の 養成に関する講習会(知事以外の者が行う講習会 にあっては、知事が指定したものに限る。) の課 程を修了した者
 - (10) 都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第252条の19第1項に規定する指定都市(以 下「指定都市」という。) 若しくは同法第252条 の22第1項に規定する中核市(以下「中核市」と いう。)が定める衛生関係の条例に基づく資格又 は都道府県の知事若しくは指定都市若しくは中核 市の市長が食品衛生等に関して当該資格と同等以 上の知識を有するものとして認めた資格を有する

者

2 前項の食品衛生責任者は、知事又はその他の者が 行う食品衛生等に係る知識の修得に関する講習会 (知事以外の者が行う講習会にあっては、知事が指 定したものに限る。) を定期的に受講するものとす る。

(営業許可を受けた者が設置した食品衛生責任者の届

第11条の3 法第52条第1項の許可を受けた者は、食 品衛生責任者を置いたとき

(当該許可を受ける前に 食品衛生責任者を置いていた場合にあっては、当該 許可を受けたとき)は、15日以内に、様式第6号の 6により、当該許可に係る施設の所在地の総合事務 所長に届け出るものとする。食品衛生責任者を変更 しようとするときも、同様とする。

(報告等が必要な食品取扱者の症状)

- <u>第11条の4</u> 条例別表第1の2の項(3)の規定による 食品取扱者が報告し、必要な指示を受けなければな らない症状は、次に掲げるものとする。
 - (1) 黄疸
 - (2) 下痢
 - (3) 腹痛
 - (4) 発熱
 - (5) 発熱を伴う喉の痛み
 - (6) 感染が疑われる火傷、切傷等の皮膚の外傷
 - (7) 耳、目又は鼻からの分泌 (病的なものに限 る。)
 - (8) 吐き気又はおう吐

(認定生食用食肉取扱者の責務等)

第11条 認定生食用食肉取扱者 (知事が生食用食肉を | 第11条の5 条例別表第1の3の項(1)に規定する生 取り扱う者として適切と認めた者をいう。)は、知 事又は知事が適当と認めた者が行う食品衛生に係る 最新の知見等に関する講習会(知事以外の者が行う 講習会にあっては、知事が指定したものに限る。) を定期的に受講するものとする。

(生食用食肉衛生管理責任者の責務等)

- 食用食肉衛生管理責任者(以下「生食用食肉衛生管 理責任者」という。)は、生食用食肉の基準及び規 格が遵守されるように、生食用食肉を取り扱う施設 の衛生管理に当たるものとする。
- 2 条例別表第1の3の項(1)に規定する生食用食肉 の取扱いに関する講習は、都道府県、地域保健法施 行令(昭和23年政令第77号)第1条に規定する市若 しくは特別区の長又は知事が適当と認めた者が行う 生食用食肉の安全性を確保するために必要な知識を 習得させるための講習会(知事以外の者が行う講習 会にあっては、知事が指定したものに限る。)とす

(生食用食肉取扱者の届出)

<u>第11条の2 法第55条第1項</u>の許可を受けた者<u>が法第|第11条の6</u> 法<u>第52条第1項</u>の許可を受けた者<u>は、生</u> 13条第1項の規定による生食用食肉の加工基準によ り加工することとされた生食用食肉の加工を行う者 (以下「生食用食肉取扱者」という。) を置いたと き(当該許可を受ける前に生食用食肉取扱者を置い ていた場合にあっては、当該許可を受けたとき) は、15日以内に、様式第6号の6により、当該許可 に係る施設の所在地を所管する総合事務所長に届け 出るものとする。生食用食肉取扱者を変更したとき も、同様とする。

(営業の許可の申請書)

- 出書は、様式第7号によるものとする。
- き続き営業の許可を受けようとする者は、前項の申 請書を当該許可の有効期間の満了の日の20日前まで に総合事務所長に提出しなければならない。

(営業の許可の有効期間)

- 該許可の日から6年を経過した日以後1年以内で別 に定める日までとする。ただし、次の各号に掲げる 施設における許可の有効期間は、当該許可の日から それぞれ当該各号に定める年数を経過した日以後1 年以内で別に定める日までとする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 条例<u>第3条第1項</u>の認定を受けている施設 7年
 - (4) 政令第35条第2号に規定する営業に係る施設
 - (5) 条例別表第1の1の項第5号オの適用を受け る施設(別表第1の1の項の共通基準を全て満た す場合を除く。) <u>5年</u>
 - (6) 条例別表第1の4の項の適用を受ける施設 (第10条の4に規定する公衆衛生の見地から望ま しい施設の構造及び設備を満たす施設である場合

る。

3 生食用食肉衛生管理責任者は、知事又は知事が適 当と認めた者が行う生食用食肉の衛生的な取扱いに 関する講習会(知事以外の者が行う講習会にあって は、知事が指定したものに限る。) を定期的に受講 するものとする。

(生食用食肉衛生管理責任者の届出)

食用食肉衛生管理責任者を置いたとき(当該許可を 受ける前に生食用食肉衛生管理責任者を置いていた 場合にあっては、当該許可を受けたとき)は、15日 以内に、様式第6号の7により、当該許可に係る施 設の所在地を所管する総合事務所長に届け出るもの とする。生食用食肉衛生管理責任者を変更したとき も、同様とする。

(営業の許可の申請書)

- 第12条 省令第67条の申請書及び省令第70条の2の届┃第12条 省令第67条第1項及び第2項の申請書は、様 式第7号によるものとする。
- 2 法第55条第1項の許可の有効期間の満了に際し引 2 省令第67条第2項の申請書は、当該許可の有効期 間の満了の日の20日前までに総合事務所長に提出し なければならない。

(営業の許可の有効期間)

- 第12条の2 法第55条第1項の許可の有効期間は、当 第12条の2 法第52条第1項の許可の有効期間は、当 該許可の日から5年を経過した日以後1年以内で別 に定める目までとする。ただし、次の各号に掲げる 施設における許可の有効期間は、当該許可の日から それぞれ当該各号に定める年数を経過した日以後1 年以内で別に定める日までとする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 条例第3条の2第1項の認定を受けている施 設 7年
 - (4) 別表第3に掲げる施設の構造及び設備の基準 に合うと認められる施設 6年
 - (5) 自動販売機施設 6年

を除く。) 5年

(魚介類販売業にかかる営業施設の特例)

第12条の3 条例別表第1の2の項第4号エの規則で 定める場合は、鳥取県沖で採取される生食用の岩が き (養殖されているものを除く。) を処理する場合 とする。

(許可証等の様式)

第12条の4 略

(許可証等の再交付申請等の手続)

- 第13条 法第55条第1項の許可を受けた者は、条例第|第13条 法第52条第1項の許可を受けた者は、条例第 5条第3項又は第4項の規定により許可証又は許可 標識の再交付又は書換交付を受けようとするとき は、様式第10号による申請書を総合事務所長に提出 しなければならない。
- 2 法第55条第1項の許可を受けた者は、許可証若し くは許可標職の再交付を受けた後において亡失した 許可証若しくは許可標識を発見したとき、許可の有 効期間が満了したとき、許可の取消しがあったと き、又は許可に係る施設を廃止したときは、許可証 又は許可標識を総合事務所長に返納しなければなら ない。

4 認定事業者は、認定証の再交付を受けた後におい て亡失した認定証を発見したとき、条例第3条第3 項の規定により認定がその効力を失ったとき、同条 第4項の規定により認定が取り消されたとき、認定 に係る施設を廃止したとき、又は第15条第3項の規 定により認定を辞退したときは、認定証を知事に返 納しなければならない。

(営業の廃止等の届出)

- 第1項の規定による届出をした者又は認定事業者 は、許可又は届出に係る営業を廃止したときは様式 <u>第13号により、条例第3条第1項</u>の認定に係る施設 を廃止したときは様式第13号の2により速やかにそ の旨を総合事務所長又は知事に届け出なければなら ない。
- けた者、法第57条第1項の規定による届出をした者 又は認定事業者の死亡又は解散によるものであると きは、その相続人又は清算人が前項の届出をしなけばならない。

(許可証等の様式)

第12条の3 略

(許可証等の再交付申請等の手続)

- 5条第3項又は第4項の規定により許可証又は許可 標識の再交付又は書換交付を受けようとするとき は、様式第10号による申請書を総合事務所長に提出 しなければならない。
- 2 法第52条第1項の許可を受けた者は、許可証若し くは許可標職の再交付を受けた後において亡失した 許可証若しくは許可標識を発見したとき、許可の有 効期間が満了したとき、許可の取消しがあったと き、又は許可に係る施設を廃止したときは、許可証 又は許可標識を総合事務所長に返納しなければなら ない。

4 認定事業者は、認定証の再交付を受けた後におい て亡失した認定証を発見したとき、条例第3条の2 第3項の規定により認定がその効力を失ったとき、 同条第4項の規定により認定が取り消されたとき、 認定に係る施設を廃止したとき、又は第15条第3項 の規定により認定を辞退したときは、認定証を知事 に返納しなければならない。

(施設の廃止等の届出)

- 第15条 法第55条第1項の許可を受けた者、法第57条┃第15条 法第52条第1項の許可を受けた者又は認定事 業者は、同項の許可又は条例第3条の2第1項の認 定に係る施設を廃止したときは、様式第13号による 届書により速やかにその旨を総合事務所長又は知事 に届け出なければならない。
- 2 営業又は施設の廃止が法第55条第1項の許可を受 2 施設の廃止が法第52条第1項の許可を受けた者又 は認定事業者の死亡又は解散によるものであるとき は、その相続人又は清算人が前項の届出をしなけれ

ればならない。

に届け出て、条例第3条第1項の認定を辞退するこ とができる。

3 認定事業者は、様式第14号による届書により知事 3 認定事業者は、様式第14号による届書により知事 に届け出て、条例第3条の2第1項の認定を辞退す ることができる。

(自主回収届の様式)

第16条 法第58条第1項の規定による届出は、様式第 15号により行うものとする。

(書類の提出)

<u>第17条</u> 略

別表(第7条関係)略

(書類の提出)

<u>第16条</u> 略

別表第1 (第7条関係) 略

別表第2 (第10条関係)

- <u>1</u> 一般事項
 - (1) 施設設備及び機械器具の清掃、洗浄及び消 毒の方法を定めた手順書を作成すること。
 - (2) (1)の手順書には、清掃等を行う場所及び 機械器具、作業責任者並びに清掃等の頻度及び 点検の方法を記載すること。
 - (3) 1年に1回以上製品検査、ふき取り検査等 を実施し、施設の衛生状態の確認及び衛生管理 の効果の検証を行い、必要に応じて(1)の手順 書の内容の見直しを行うこと。
- 2 衛生管理の組織体制 衛生管理の実施に当たっては、その組織体制を 明らかにする文書を作成すること。
- 3 食品取扱施設における衛生管理
 - (1) 食品取扱施設の衛生管理

条例別表第1の1の項(1)のアに規定する清 掃の実施状況を点検した記録を作成し、1年以 上保存すること。

(2) 食品取扱設備等の衛生管理

条例別表第1の1の項(2)のアの洗浄及び消 毒の実施状況を点検した記録を作成し、1年以 上保存すること。

(3) ねずみ及び昆虫対策

条例別表第1の1の項(3)に規定する点検及 び駆除の実施に係る記録を作成し、1年以上保 存すること。

(4) 廃棄物及び排水の取扱い

廃棄物の保管及びその廃棄の方法を定めた手 順書を作成すること。

(5) 食品等の取扱い

- ア 条例別表第1の1の項(5)のアに規定する 点検の実施に係る記録を作成し、取り扱う食 品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期 間保存すること。
- イ 食品等(条例別表第1の1の項(5)のエの (イ)に規定する食品等をいう。以下同じ。) の製造又は加工に当たっては、次の事項を実 施すること。
 - (ア) 原材料、製品及び容器包装は、ロット ごとに管理すること。
 - (イ) 製品ごとにその特性、原材料等につい て記載した製品説明書を作成し、取り扱う 食品の消費期限又は賞味期限に1月を加え た期間保存すること。
 - (ウ) 1年に1回以上原材料及び製品につい て自主検査を行い、法第13条第1項の規定 により厚生労働大臣が定めた基準又は規格 への適合性を確認するとともに、その結果 を記録し、取り扱う食品の消費期限又は賞 味期限に1月を加えた期間保存すること。
- (6) 使用水等の管理
 - ア 条例別表第1の1の項(6)のウに規定する 清掃の実施に係る記録を作成し、1年以上保 存すること。
 - イ 同項(6)のエの点検の実施に係る記録を作 成し、1年以上保存すること。
- (7) 食品等の取扱いに関する記録の作成及び保

取り扱う食品等について、次の事項について 記録を作成し、食品については消費期限又は賞 味期限に1月を加えた期間保存すること。

- ア 仕入年月日
- イ 仕入元の名称及び所在地
- ウ 食品等の名称
- 工 ロットの確認を行うための情報(年月日表 示、ロット番号等)
- オ 出荷又は販売年月日(仕出屋以外の小売段 階においては、不要とする。(カ)において同
- 力 出荷又は販売先の名称及び所在地
- キ 仕入れの際の原材料の鮮度、包装の状態等 についての点検結果
- (8) 管理運営要領の見直し

1年に1回以上製品検査、ふき取り検査等を 実施し、施設の衛生状態を確認することによ

- り、条例別表第1の2の項(7)の管理運営要領 の効果を検証し、必要に応じてその内容の見直 しを行うこと。
- 4 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理
 - (1) 食品取扱者の作業前の健康状態を点検した 記録を作成し、1年以上保存すること。
 - (2) 食品取扱者の健康診断を1年に1回以上行 い、その結果を1年以上保存すること。
- 5 食品取扱施設における食品取扱者等に対する教 育訓練
 - (1) 衛生教育についての実施計画を作成し、1 年に1回以上実施すること。
 - (2) 実施状況について記録を作成し、1年以上 保存すること。
 - (3) 1年に1回以上教育訓練の効果の評価を行 い、必要に応じて(1)の実施計画の見直しを行 うこと。

別表第3(第10条の5関係)

- <u>1</u> 共通基準
 - (1) 営業施設の構造及び設備
 - ア 調理室、製造室又は処理室の床は、排水が 良い構造とすること。
 - イ 調理室、製造室又は処理室の天井は、平滑 な構造とすること。
 - (2) 食品取扱設備等

食品を冷却し、又は保存するための設備内の 温度を確認するための温度計は、外部から見や すい位置とすること。

- 2 個別基準
 - (1) 飲食店営業
 - ア 弁当、折詰その他一時に多人数に対する調 理又は仕出しをする場合は、放冷設備を備え た詰合室又は配膳室を設けること。
 - <u>イ</u> 洗浄設備は、二槽式以上のものとするこ
 - ウ 客席を設ける場合の流水式手洗設備及び手 指の消毒設備は、来客者が常に使用できる位 置に設けること。
 - (2) 喫茶店営業

(1)の基準のうち、イ及びウと同様とする。

- (3) 食品の冷凍又は冷蔵業 区画された冷凍室又は冷蔵室を設けること。
- (4) そうざい製造業
 - ア 加熱調理するそうざいを製造する場合は、

様式第3号(第4条関係)

製品検査申請書

職氏名様

食品衛生法第25条第1項の規定により、次のとおり 申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)

略

添付書類 略

注 略

様式第5号(第6条関係)

検査命令に基づく製品検査申請書

職氏名様

食品衛生法第26条第1項の規定による製品検査を受 けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) 区画された放冷室を設けること。

イ (1)の基準のうちイと同様とする。

- 3 自動車による移動型の営業施設についての特例 飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売 業、食肉販売業及び魚介類販売業
 - (1) 食品の冷却保存をする設備は、電気冷蔵庫 又は電気冷凍庫であること。
 - (2) 食品を冷却し、又は保存するための設備内 の温度を確認するための温度計は、外部から見 やすい位置とすること。
- 4 露店形態による営業施設についての特例 飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業 3の(1)及び(2)の基準と同様とする。

様式第3号(第4条関係)

収入証紙 はり付け欄

製品検査申請書

職氏名様

食品衛生法第25条第1項の規定により、次のとおり 申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては 名称及び代表者の氏名

添付書類 略

注 略

様式第5号(第6条関係)

収入証紙 はり付け欄

検査命令に基づく製品検査申請書

職氏名様

食品衛生法第26条第1項の規定による製品検査を受 けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) 記

添付書類 略

様式第6号の2 (第10条関係)

鳥取県HACCP適合施設認定(更新)申請書 職氏名様

鳥取県HACCP適合施設の認定(更新)を受けた づき、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

様式第6号の3 (第10条関係)

認定番号

鳥取県HACCP適合施設認定証

氏名(法人の場合は、名称)

営業の種類

製品の種類

施設の名称

施設の所在地

当初認定年月日 年 月 日

認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

鳥取県食品衛生条例第3条第1項の規定により、上 記のとおり認定する。

年 月 日

名印 職氏

様式第6号の4 (第10条の2関係)

相続(合併・分割)による認定事業者の地位の承継届 | 相続(合併・分割)による認定事業者の地位の承継届 職氏名様

認定事業者の地位を承継したので、鳥取県食品衛生 とおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主 たる事務所の所在地)

記

添付書類 略

様式第6号の2 (第10条の2関係)

鳥取県HACCP適合施設認定(更新)申請書 職氏名様

鳥取県HACCP適合施設の認定(更新)を受けた いので、鳥取県食品衛生条例第3条第1項の規定に基 ┃いので、鳥取県食品衛生条例第3条の2第1項の規定 に基づき、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては 名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

様式第6号の3 (第10条の2関係)

認定番号

鳥取県HACCP適合施設認定証

氏名(法人の場合は、名称)

営業の種類

製品の種類

施設の名称

施設の所在地

当初認定年月日 年 月 日

認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

鳥取県食品衛生条例第3条の2第1項の規定によ り、上記のとおり認定する。

年 月 日

名印 職氏

様式第6号の4 (第10条の3関係)

職氏名様

認定事業者の地位を承継したので、鳥取県食品衛生 条例施行規則<u>第10条の2第2項</u>の規定により、下記の │条例施行規則<u>第10条の4第2項</u>の規定により、下記の とおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主 たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

略

添付書類 略

様式第6号の5 (第10条の3関係)

鳥取県HACCP適合施設の変更届

職氏名様

あったので、鳥取県食品衛生条例施行規則<u>第10条の3</u> あったので、鳥取県食品衛生条例施行規則<u>第10条の5</u> の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主 たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

記

略

氏名(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

略

添付書類 略

様式第6号の5 (第10条の4関係)

鳥取県HACCP適合施設の変更届

職氏名様

鳥取県HACCP適合施設の認定について変更が 鳥取県HACCP適合施設の認定について変更が の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主 たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名) 記

略

様式第6号の6 (第11条の3関係)

食品衛生責任者設置 (変更) 届

職 氏 名 様

食品衛生責任者を設置(変更)したので、鳥取県食 品衛生条例施行規則第11条の3の規定により、下記の とおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主 たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

記

施設	所在地	
旭叔	名 称	
許可番号		
営業の種類		
食品衛生責	氏名	
任者	資格	
食品衛生責任	者の設置	
(変更) 予定	官年月日	

添付書類 食品衛生責任者を2名以上設置する場合に おいてその一部を変更するときは、変更後の食品衛

様式第6号の6 (第11条の2関係)

生食用食肉取扱者設置 (変更) 届

職氏名様

生食用食肉取扱者を設置(変更)したので、鳥取県 食品衛生条例施行規則<u>第11条の2</u>の規定により、下記 で、鳥取県食品衛生条例施行規則<u>第11条の6</u>の規定に のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主 たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

略	
生食用食肉取扱者の氏	
名	
生食用食肉取扱者の設	
置(変更)予定年月日	

添付書類

- (1) 生食用食肉を取り扱う者として認められた者 であることを証する書類の写し
- (2) 生食用食肉取扱者を2名以上設置する場合に おいてその一部を変更するときは、変更後の生食 用食肉取扱者の一覧表

様式第8号(第12条の4関係)

番 号

業 許 可 蛍 証

氏名 (法人の場合は、名称)

営業所の名称、屋号又は商号

営業の種類

営業所所在地

有効期間

その他の条件

食品衛生法第55条第1項の規定により、上記の とおり許可する。

年 月 日

名印 職氏

生責任者の一覧表

注 食品衛生責任者の資格欄は、鳥取県食品衛生法施 行細則第11条の2第1項各号のいずれか該当する資 格を記載すること。なお、資格の取得を予定してい る場合は、取得予定時期を記入すること。

様式第6号の7 (第11条の6関係)

生食用食肉衛生管理責任者設置(変更)届 職氏名様

生食用食肉衛生管理責任者を設置(変更)したの より、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主 たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

記

略	
生食用食肉衛生管理責	
<u>任者</u> の氏名	
生食用食肉衛生管理責	
<u>任者</u> の設置(変更)予	
定年月日	

添付書類

- (1) 生食用食肉の取扱いに関する講習を受講した ことを証する書類の写し
- (2) 生食用食肉衛生管理責任者を2名以上設置す る場合においてその一部を変更するときは、変更 後の生食用食肉衛生管理責任者の一覧表

様式第8号(第12条の3関係)

番 号

業 許 可 証

氏名 (法人の場合は、名称)

営業所の名称、屋号又は商号

営業の種類

営業所所在地

有効期間

その他の条件

食品衛生法第52条第1項の規定により、上記の とおり許可する。

年 月 日

職氏 名印 様式第9号(第12条の4関係)

その1 略

その2 自動販売機用

食品衛生法許可済

第 号

営業者氏名

営業所の名称等

設置場所

許可期限 年 月 日まで

自田坦



局 以乐	
機体番号	
屋内許可	要・不要

様式第10号(第13条関係)

営業許可証(許可標識)再交付(書換交付)申請書 職氏名様

付)を受けたいので、申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

様式第 13 号の 2 (第 15 条関係)

鳥取県HACCP適合施設の廃止届

職 氏 名 様

下記のとおり施設を廃止したので、届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所(法人にあっては、主たる事務所 の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表 者の氏名

記

様式第9号(第12条の3関係)

その1 略

その2 自動販売機用

食品衛生法許可済

第

営業者氏名

営業所の名称等

設置場所

許可期限 年 月 日まで

鳥取県



機体番号

様式第10号(第13条関係)

収入証紙 はり付け欄

営業許可証(許可標識)再交付(書換交付)申請書 職氏名様

下記の営業許可証(許可標識)の再交付(書換交 ▼記の営業許可証(許可標識)の再交付(書換交 付)を受けたいので、申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類 略

認定	番	号		
施設 σ	り所在	地		
施設の	2名称	等		
営 業	の種類	類		
廃止	年 月	F		
添付書類	鳥取県	НАС	CCP適合施設認定証	

第2条 鳥取県食品衛生条例施行規則の一部を次のように改正する。 様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

整理番号:

※届出者による記載は不要です。

職氏名様

食品衛生管理者選任 (変更) 届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届 け出ます。(※営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目(色付き項目)は記載を 省略することができます。)

	郵便番号:		電話番号	:			FAX番号	:			
_	電子メールアドレス:						法人番号	-:			
届出者情	届出者住所 ※法人にあっては、主たる事 所在地	事務所の									
報報	(ふりがな)										
	届出者氏名 ※法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名								年	月	日生
	施設の所在地										
設情	(ふりがな)										
報	施設の名称、屋号又は	は商号									
		①全粉郛	礼(容量が	1,400ク	ブラム以下では	ある缶に収	められたも	の)			
	品衛生法施行令第13	②加糖料	分乳	⑤魚	肉ハム	⑧食用油	脂(脱色又	は脱臭の過程	と 経て製造	造される	もの)
徐	に規定する食品又は 添加物の別	③調製料	分乳	⑥魚	肉ソーセージ	⑨マーカ	リン	①添加物 上 n 担 枚 が	(法第13条第 によめられた		規定に
	140/21 122 4 > 12.1	④食肉事	製品	⑦放射	 村線照射食品	10 ショー	・トニング	よりが旧り	· AL 65 53407	_ () (>)	
		(ふりた	ぶな)								
	氏名								年	月	日生
食品	住所										
衛生	職名										
管理者	職種										
有情報	職務内容										
	選任(変更)年月日		年		月	目					
/++-					添付書			□資格 ニ対する関			
備考					(ふりがな)			電話者	番号		
					担当者 氏名						

様式第7号及び様式第11号から様式第13号までを次のように改める。

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

営業許可申請書・営業届(新規、継続)

食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。 ※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

	郵便番号:		FAX番号:									
申請	電子メールアドレス:	•		法人番号:								
者・届	T 111 1 / 11 11 11 11 11 11											
出者				(生年月日)								
情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては	、その名称及び代表者の氏名			•••••							
				年 月	日生							
	郵便番号:	電話番号:		FAX番号:								
	電子メールアドレス:											
	施設の所在地											
	(ふりがな)											
	施設の名称、屋号又は商号											
営業	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥								
施設		吏用された器具又は容器包装を製造する	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と詞	 忍める場合を含む)							
情報				講習会名称 年	月 日							
ŦIX	主として取り扱う食品、添加物、器具又	は容器包装	自由記載									
	自動販売機の型番		業態									
	W 31 x 64 x 22 x 44 x 47 x 51											
	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 HACCPの取組											
	□ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理											
業												
種に	1日足成力寺百月艮印で取り扱 7.旭以											
応じ												
た情報	※この申請等の情報は、国の事務に必要	な限度において、輸出時の要件確認	忍等のために使用	します。								
	営	ぎの 形態		備考								
営業届	1											
届出	2											
担	(ふりがな)			電話番号								
当 者	担当者氏名											
μ.	1											

【裏面(色付き):許可のみ】

申	食品衛生法第55条第2項関係		該当には ✓							
請者・届	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ なくなった日から起算して2年を経過していないこと。	、その執行を終わり、又は執行を受けることが								
曲出者 情	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り 過していないこと。	消され、その取消しの日から起算して2年を経								
報	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいす	れかに該当する者があるもの。								
営	□①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収め 食品衛生法施行令第13条に規定 する食品又は添加物の別 □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリ □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショート	(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ン □⑪添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたも	sØ)							
業施	(ふりがな)	資格の種類								
施設情報	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衞生管理者避任 (変更) 届」も別途必要	講習会名称 年 月 受講した講習会	日							
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合								
	① 水道水 (□ 水道水 □ 専用水道 □ 簡易専用水道)									
	② □ ①以外の飲用に適する水									
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	生食用食肉の加工又は調理を行う施設								
業種										
に応じる	(ふりがな)									
	ふぐ処理師氏名 ※ふぐ処理する受業の場合 認定番号等									
添付書類	□ 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可) □ (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果	,								
事	営業を譲り受けたことを証する旨									
業譲渡										
	許可番号及び許可年月日 営業の種類	頁 備考								
	1 年 月 日									
営業許可	全年月日									
業種	3 年 月 日									
	4 年 月 日									
備考										

様式第11号(第13条の2関係)

年 月 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継(相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します

ᅫ	郵便番号:			電話番	号:		FA	FAX番号:				
地位を	電子メールアドレス	:					法	人番号:				
	承 届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地 継											
者	(ふりがな)			生	年月日	年	月	日生				
の情報	届出者氏名 ※法人	にあっては	た、その名称	スぴ代表者の)氏名		被	相続人との続杯				
	郵便番号:			電話番号	:			FAX番号:				
	電子メールアドレス:											
被	被相続人の氏	名	(ふりが	(な)								
続	DX THINDED C TO DA	т										
人												
相続人 合併により消滅	相続開始年月日	年	月	目								
	添付書類 [□戸籍謄	本 又は	□法定	相続情報一	・覧図の写し	□同意	(相続人)	が二人以」	といる場合)	
Δ	郵便番号:		電話番号	話番号:				FAX番号:				
併	電子メールアドレ					法人番号:						
ょ	合併により消滅し		(ふりが	な)								
消	の名称及び代表者	の氏名										
吸した	合併により消滅した の所在地	た法人										
た法人	合併年月日		年	月	目							
八	添付書類 [□登記事	項証明書	F (合併後	存続する法	人又は設立され	1た法人の3	於記事項証明	書)			
	郵便番号:			電話番号	:			FAX番号:				
	電子メールアドレ	ス:					法人番号:	号:				
分 割	分割前の法人の名	称及び	(ふりが	(な)								
前の	代表者の氏名	Ż										
法人	分割前の法人の所	· 所在地										
	分割年月日		年	月	目							
	添付書類	□登記事	項証明書	※付書類 □登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)								

	郵便番号:	電話都	番号:	FAX番号:	
	電子メールアドレス:				
	施設の所在地				
営業施設情					
	(ふりがな)				
	施設の名称、屋号又は商号				
施設				1	
情報	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入			営業の種類	備考
+K	番号 年	月	日		
	番号 年	月	日		
	番号 年	月	日		
	番号 年	月	日		
	番号 年	月	日		
	郵便番号:	電話	番号:	FAX番号	:
	電子メールアドレス				
	施設の所在地				
兴	(ふりがな)				
営業施設	施設の名称、屋号又は商号				
施設					
以情報	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入			営業の種類	備考
TIA.	番号 年	月	日		
	番号 年	月	日		
	番号 年	月	目		
	番号 年	月	日		
	番号 年	月	日		
	郵便番号:	電話	番号:	FAX番号	:
	電子メールアドレス				
	施設の所在地				
兴	(ふりがな)				
呂業:	施設の名称、屋号又は商号				
施設					
営業施設情報	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入			営業の種類	備考
1,5-4	番号 年	月	日		
	番号 年	月	日		
	番号 年	月	日		
	番号 年	月	日		
	番号 年	月	日		
備考					
芍					
1	1				

様式第12号 (第14条関係)

年 月 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

営業許可申請書・営業届 (変更)

食品衛生法施行規則(第71条)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

- ※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
- 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。 (チェック欄 口)
- ※ 太枠項目については変更がある項目のみ記載してください。
- ※ 変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

+	郵作	便番号: 電話:	番号:		FAX番号:									
	電	子メールアドレス:			法人番号:									
者・届	申詞	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地												
出者	٤)	らりがな)			(生年月日)									
1情報	申詞	請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称	及び代表者の氏名											
+IX						年	月	日生						
	郵1	便番号: 電話:	番号:		FAX番号:									
	-	子メールアドレス:												
	施	施設の所在地												
	٤)	らりがな)												
	施設の名称、屋号又は商号													
営業	٤)	ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥									
業施設情報	食:	品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器 _{業者を除く。}	器具又は容器包装を製造する営	受講した講習会	都道府県知事等	節の講習会	(適正と認	める場合を含む)						
				講習会名称		年	月 日							
ŦIX	主	として取り扱う食品、添加物、器具又は容	器包装	自由記載										
	自具	動販売機の型番		業態										
	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 HACCPの取組 HACCPに基づく衛生管理 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理													
業		•												
種に応じ	指	定成分等含有食品を取り扱う施設												
		出食品取扱施設 この申請等の情報は、国の事務に必要な限	B度において、輸出時の§	要件確認等のた	めに使用し	ます。								
		営業の	形態			ſi								
営業	1													
営業届出	2													
	3													
担	٤)	らりがな)			電話番号									
1当者	担	当者氏名												

申請	申 食品衛生法第55条第2項関係					該当には ☑	
者・	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな (1) くなった日から起算して2年を経過していないこと。						
届出者	(2) 食品衛生法第59条 していないこと。	:から第61条	までの規定により許	可を取り消	され、その取消	しの日から起算して2年を経過	
情報	(3) 法人であつて、そ	の業務を行	う役員のうちに(1)((2)のいずれ	かに該当する者	·があるもの。	
		□①全粉乳(容量が1,400グラム以下であ	る缶に収められ	たもの)		<u>.</u>
	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は		加糖粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの)				
営	添加物の別		調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □⑪添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) 食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショートニング				
業施	(ふりがな)				資格の種類		
設情報	食品衛生管理者の氏名	※「食品衛生	管理者選任(変更)届」も別	川途必要	受講した 講習会	講習会名称 年	月 日
100	使用水の種類				自動車登録番号	: 号 ※自動車において調理をする営業	英の場合
	① 水道水 (🗌 水道水	□ 専用水道	□ 簡易専用水道)			
	② 🗌 ①以外の飲用に適す	る水		3		9	
	飲食店のうち簡易飲食店	営業の施設	ţ.		生食用食肉のた	加工又は調理を行う施設	
業種に	ふぐの処理を行う施設				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
応じ	(ふりがな)						
た情	ふぐ処理師氏名 ※ふぐ処理する営業の場合				認定番号等		
報	報						
添	□ 施設の構造及び設備を示す図面 □ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果						
付書	口 (妖用に過するが	(民用の物口					
類							
	許可番号及び許可年月	日	営業	の種類		備考	
兴	1 年 月	日					
営業許可業種	2 年 月	目					
可業種	2						
性	年 月	B					
	年 月	日					
/±=							
備考							

様式第 13 号 (第 15 条関係)

年 月 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

職 氏名 様

廃業届

食品衛生法施行規則(第71条の2)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄□)

※太枠内は、必ず記載してください。 ※色付き箇所は営業許可のみ記載してください。

_	<i>^</i> ∧\ [色月で面別は香来町りのか記載して、	. ICCV '0	•					
	郵	便番号:	電話番号:	FAX番号:					
申請	電	子メールアドレス:		法人番号:					
- 請者・	申	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地							
届									
出者	(,3	ふりがな)		(生年月日)					
情報	申	請者・届出者氏名 ※法人にあって							
111				年 月 日生					
	郵	便番号:	電話番号:	FAX番号:					
224	電	● スメールアドレフ・							
宮業	施	設の所在地							
施設									
情	(3	ふりがな)							
報	施	設の名称、屋号又は商号							
		営	業の 形態	備考					
224	1								
営業									
届出	2								
	3								
	Ű								
		廃業年月日							
担	(3	ふりがな)		電話番号					
当	担	当者氏名							
者									
営業	自	動車登録番号 ※自動車において調	周理をする営業の場合						
施設									
情報									
		許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考					
	1	年 月 日							
営業									
許可	2	年 月 日							
営業許可業種									
種	3	年 月 日							
	4	年 月 日							
備									
備考									

様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第15号(第16条関係)

年 月 日

鳥取県知事 様

自主回収届(着手/変更/終了)

食品衛生法第58条第1項の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届出します。

	郵便番号	電話番号			FAX番号		
	電子メールアドレス				法人番号		
届出者情	届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地						
情 報	(ふりがな)						
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ※食品表示法に関する自主回収の場合は表示に責任を有する者						
	郵便番号	電話番号			FAX番号		
回	電子メールアドレス						
収担当部	回収担当部門所在地						
門	回収担当部門・担当者氏名(ふりがな)	※食品表示》	法に関す	る自主回収の場合に	は表示に責任を有する者		
	郵便番号	電話番号			FAX番号		
	電子メールアドレス				法人番号		
回収委託先情報	委託事業者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地						
情 報	(ふりがな)						
	委託事業者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名						
製	郵便番号	電話番号			FAX番号		
製造所又は	電子メールアドレス 法人番号						
加	製造所又は加工所の所在地						
工所	(ふりがな)						
情報	製造所又は加工所の名称(屋号、商号は追記してください。)※法人にあっては、その名称						
	食品等の一般名称			商品名			
回収	食品等の特定情報(形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等)						
収する食品等	※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。						
\mathcal{O}	回収の理由	内名	容				
情報	□ ①食品衛生法に違反						
等	□ ②食品衛生法に違反するおそれ						
	□ ③食品表示法に違反						
	□ ④食品表示法に違反するおそれ						

	回収看手時点における販売状況(販売地域、販売先、販売日、販売数量等)※多数ある場合は、別紙にリストを添付 してください。				
	回収に着手した年月日				
	回収の方法(回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先	、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等)			
	回収状況(販売数量に対する回収数量、回収終了等)※	届出時点			
回収	健康被害の発生状況(生命又は身体に対する危害の発生	の有無)			
回収する食品等の情報等					
情報	健康への危険の程度※	内容			
等					
	画像(商品の全体が分かる画像、表示(食品関連事業者番号・ロット番号等)	、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JAN コード、製造			
	※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。				
	(n. 4)				
	備考				
	(ふりがな)	電話番号			
担当者	担当者氏名				

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第78号)の一部を次のように改正す

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

改正前

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の |第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(免許の申請)

- は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添 えて知事に申請しなければならない。
 - (1) 条例第5条に規定するふぐ処理師試験の合格 証書の写し(条例第4条第1項第2号に該当する 者にあっては、同号の都道府県の知事によりふぐ の処理ができる者として認められていることを証 する書面)
 - (2) (3) 略

(ふぐ処理師名簿の登録事項)

- 第7条 条例第4条第2項のふぐ処理師名簿(以下 「ふぐ処理師名簿」という。) に登録する事項は、 次のとおりとする。
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 条例第4条第1項第1号又は第2号のいずれ に該当するかの別及び次に掲げる区分に応じそれ ぞれに定める事項
 - ア 条例第4条第1項第1号に該当するとき ふぐ処理師試験の合格年月日
 - イ 条例第4条第1項第2号に該当するとき ふぐの処理ができる者として認めた都道府県 (地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条 第1項に基づき保健所を設置する市又は特別区 を含む。) の名称及びその年月日

(5) 略

(定義)

意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) ふぐ取扱い営業 条例第2条第4号に規定す るふぐ取扱い営業をいう。

(免許の申請)

- 第6条 条例第4条第1項の免許を受けようとする者 │第6条 条例第4条第1項の免許を受けようとする者 は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添 えて知事に申請しなければならない。
 - (1) 条例第5条に規定するふぐ処理師試験の合格 証書の写し(条例第4条第1項第2号の免許を受 けている者は、同号の都道府県の知事が発行した その旨を証する書面)

(2) • (3) 略

(条例第4条第1項第2号の規則で定める都道府県の

第7条 条例第4条第1項第2号の規則で定める都道 府県の知事は、別表第2のとおりとする。

(ふぐ処理師名簿の登録事項)

- 第8条 条例第4条第2項のふぐ処理師名簿(以下 「ふぐ処理師名簿」という。)に登録する事項は、 次のとおりとする。
 - $(1)\sim(3)$ 略

(4) 略

<u>(6)</u> 略

(7) 略

(免許証の様式)

第8条 略

(免許証の書換交付の申請)

第9条 略

(免許証の再交付の申請)

<u>第10条</u> 略

(ふぐ処理師名簿の登録事項の訂正)

第11条 略

(免許証の返納)

- 第12条 ふぐ処理師(ふぐ処理師が死亡し、又は失踪 | 第13条 ふぐ処理師(ふぐ処理師が死亡し、又は失踪 の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第 224号)による死亡又は失踪の届出義務者)は、次 の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速や かに様式第5号による届出書により知事に届け出る とともに、免許証を知事に返納しなければならな
 - (1) 条例第10条第1項の規定により免許の取消し を受けたとき。
 - (2) (3) 略
- 2 略

(ふぐ処理師試験)

- 第13条 条例第5条に規定するふぐ処理師試験(以下|第14条 条例第5条に規定するふぐ処理師試験(以下 「試験」という。)は、次の科目について行う。
 - (1) 水産食品の衛生に関する知識
 - (2) ふぐに関する一般知識
 - (3) ふぐ処理の実技(ふぐの種類及び毒性臓器の 鑑別を含む。)

(試験の告示)

第14条 略

(受験手続)

第15条 試験を受けようとする者は、様式第6号によ | 第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号によ

- (5) 略
- (6) 略

(免許証の様式)

第9条 略

(免許証の書換交付の申請)

第10条 略

(免許証の再交付の申請)

<u>第11条</u> 略

(ふぐ処理師名簿の登録事項の訂正)

第12条 略

(免許証の返納)

- の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第 224号)による死亡又は失踪の届出義務者)は、次 の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速や かに様式第5号による届出書により知事に届け出る とともに、免許証を知事に返納しなければならな
- (1) 条例第11条第1項の規定により免許の取消し を受けたとき。
- (2) (3) 略
- 2 略

(ふぐ処理師試験)

- 「試験」という。)は、次の科目について行う。
- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技(毒性臓器の鑑別を含む。)
- 2 知事は、条例第7条第1号に規定する者について は、前項第2号及び第3号の試験科目を免除する

(試験の告示)

第15条 略

(受験手続)

る受験願書に、写真(出願前6月以内に脱帽して正 面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、 横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏 <u>名及び撮影日を記入したもの</u>)を添えて知事に提出 しなければならない。

る受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し なければならない。

- (1) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮 影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5セ ンチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び 撮影日を記入したもの)
- (2) 条例第7条第1号に規定する者にあっては、 調理師免許証の写し
- (3) 条例第7条第2号に規定する者にあっては、 次に掲げる書類
 - ア 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第57条に 規定する者であることを証する書類
 - イ 条例第7条第2号に規定する認証施設におい て、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下 にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事 していることを証する書類
- (4) 条例第7条第3号に規定する者にあっては、 次に掲げる書類
 - ア 前号アに掲げる書類
 - <u>イ</u> 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号) 第35条第14号若しくは第16号に掲げる営業又は 乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを 証する書類

(合格証書)

第16条 略

(麻薬等の中毒者に係る意見を聴く者)

て準用する場合を含む。) の規則で定める者は、精 神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年 法律第123号) 第18条に規定する精神保健指定医と する。

(合格証書)

第17条 略

(麻薬等の中毒者に係る意見を聴く者)

第17条 条例第8条第2項(条例第10条第2項におい 第18条 条例第9条第2項(条例第11条第2項におい て準用する場合を含む。) の規則で定める者は、精 神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年 法律第123号) 第18条に規定する精神保健指定医と する。

(認証の申請)

第19条 条例第12条第1項の認証(以下「認証」とい う。) を受けようとする者は、様式第7号による申 請書に認証を受けようとする施設に置く専任のふぐ 処理師(以下「専任ふぐ処理師」という。)の免許 証の写しを添えて総合事務所長に申請しなければな らない。

(認証営業台帳の登録事項)

- 第20条 条例第12条第3項の認証営業台帳(以下「認 証営業台帳」という。) に登録する事項は、次のと おりとする。
 - (1) 認証番号及び認証年月日
 - (2) 営業所の所在地、屋号及び営業者の氏名(法 人の場合は、名称及び代表者の氏名)
 - (3) 専任ふぐ処理師の登録番号及び氏名
 - (4) 認証の取消しに関する事項
 - (5) 条例第12条第4項の規定による申請に基づ き同条第3項の認証書(以下「認証書」とい う。) を書換交付した場合には、その旨並びにそ の理由及び年月日
 - (6) 条例第12条第5項の規定による申請に基づき 認証書を再交付した場合には、その旨並びにその 理由及び年月日
 - (7) 条例第14条第1項の規定により、条例第12条 第4項に規定する認証営業者(以下「認証営業 者」という。) の地位の承継があった場合には、 その旨並びに認証営業者の地位を承継した者の氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名) 及び 地位を承継した年月日
 - (8) 登録の抹消をした場合には、その旨並びにそ の理由及び年月日

(認証書の様式)

第21条 認証書は、様式第8号によるものとする。

(認証書の書換交付の申請)

- 第22条 条例第12条第4項の規定による申請は、様式 第9号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わ なければならない。
 - (1) 認証書
 - (2) 専任ふぐ処理師を変更する場合には、専任ふ ぐ処理師の免許証の写し
 - (3) 前号以外の事項を変更する場合には、書換交 付の原因となる事実を証する書類

(認証書の再交付の申請)

第23条 条例第12条第5項の規定による申請は、様式 第10号による申請書に、認証書を損傷した場合に は、損傷した認証書を添えて行わなければならな い。

(地位の承継の申請)

第24条 条例第14条第2項の規定による申請は、様式 第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わ なければならない。

- (1) 認証書
- (2) 承継の原因が相続の場合にあっては、認証営 業者の地位を承継する者の戸籍謄本
- (3) 承継の原因が相続であって相続人が2人以上 ある場合にあっては、認証営業者の地位を承継す る者以外の相続人全員の同意書
- (4) 承継の原因が合併又は分割による場合にあっ ては、認証営業者の地位を承継する法人の登記事 項証明書

(認証営業台帳の登録事項の訂正)

第25条 総合事務所長は、前3条の申請に基づき認証 書の書換交付又は再交付を行ったときは、認証営業 台帳の登録事項を訂正するものとする。

(認証書の返納)

- 第26条 認証営業者は、次の各号のいずれかに該当す るに至ったときは、速やかに様式第12号による届出 書により総合事務所長に届け出るとともに、認証書 を総合事務所長に返納しなければならない。
 - (1) 条例第15条第1項又は第2項の規定により認 証の取消しを受けたとき。
 - (2) 認証書の再交付を受けた後において亡失した 認証書を発見したとき。
 - (3) ふぐ取扱い営業を廃止したとき。
- 2 ふぐ取扱い営業の廃止が認証営業者の死亡又は解 散によるものである場合には、前項に規定する届出 及び返納は、その相続人又は清算人が行わなければ ならない。
- 3 総合事務所長は、第1項第1号又は第3号に規定 する届出を受けたときは、認証営業台帳の登録事項 を抹消するものとする。

(ふぐ処理師の確認を要するふぐ加工製品)

<u>第27条</u> 条例<u>第17条</u>の規則で定めるふぐ加工製品は、 次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(処理の確認のために記録すべき事項)

りとし、ロット(同一製造工場において同一日に製 造された同一種類の製品の一群をいう。以下同 │ 造された同一種類の製品の一群をいう。以下同

(ふぐ処理師の確認を要するふぐ加工製品)

第18条 条例第12条の規則で定めるふぐ加工製品は、 次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(処理の確認のために記録すべき事項)

第19条 条例第13条の規則で定める事項は、次のとお | 第28条 条例第18条の規則で定める事項は、次のとお りとし、ロット(同一製造工場において同一日に製

- じ。)ごとに記録するものとする。
- (1) 略
- (2) 処理をしたふぐ処理師又は条例第3条第1号 に規定する許可営業者の住所及び氏名

 $(3)\sim(5)$ 略

2 略

(記録の保存期間)

第20条 条例第13条の規定により記録を保存する期間 は、当該ふぐ加工製品の消費期限又は賞味期限に1 月を加えた期間とする。ただし、前条第1項第5号 に掲げる事項に関する記録を保存する期間は、当該 ふぐ加工製品の出荷の日から1年間とする。

(書類の提出)

第21条 条例又はこの規則の規定により知事に提出す る申請書その他の書類は、所管の総合事務所長(所 管の総合事務所長がない場合にあっては、知事が別 に定める機関の長)に提出しなければならない。た だし、県外に住所を有する者が、第6条、第9条、 第10条、第12条又は第15条の規定により知事に提出 する場合は、直接知事に提出することができる。

様式第1号(第6条関係)

ふぐ処理師免許申請書

職氏名様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第1項の 規定によるふぐ処理師の免許を受けたいので、次のと ┃規定によるふぐ処理師の免許を受けたいので、次のと おり申請します。

年 月 \exists

郵便番号

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

> 生年月日 年 月 日生

電話番号

略

- じ。)ごとに記録するものとする。
- (1) 略
- (2) 処理をしたふぐ処理師又は認証営業者の住所 及び氏名

 $(3)\sim(5)$ 略

2 略

(記録の保存期間)

第29条 条例第18条の規定により記録を保存する期間 は、当該ふぐ加工製品の消費期限又は賞味期限に1 月を加えた期間とする。ただし、前条第1項第5号 に掲げる事項に関する記録を保存する期間は、当該 ふぐ加工製品の出荷の日から1年間とする。

(書類の提出)

第30条 条例又はこの規則の規定により知事に提出す る申請書その他の書類は、所管の総合事務所長(所 管の総合事務所長がない場合にあっては、知事が別 に定める機関の長) に提出しなければならない。た だし、県外に住所を有する者が、第6条、第10条、 第11条、第13条又は第16条の規定により知事に提出 する場合は、直接知事に提出することができる。

別表第2(第7条関係)

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川 県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 岡山 県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡 県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

様式第1号(第6条関係)

ふぐ処理師免許申請書

収入証紙 はり付け欄

職氏名様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第1項の おり申請します。

> 年 月 \exists

> > 郵便番号

住 所

申請者 氏 名

> 生年月日 年 月 日生

電話番号

略

	略	
	ふぐ処理師の免	有(有の場合の内容及
	許を受けること	び年月日)・無
	なくふぐ取扱い	
	を行って刑に処	
	せられ、その執	
	行を終わり、又	
	は執行を受ける	
申	ことがなくなっ	
請	た日から起算し	
0	て1年を経過し	
請者の欠格要件	ない者	
要件		
''	ふぐの処理がで	有(有の場合の内容及
	きる者として他	び年月日)・無
	の都道府県知事	
	に認められてい	
	た者のうち、当	
	該者として認め	
	<u>られなくなった</u>	
	後1年を経過し	
	ない者	

注 略

添付書類

1 条例第5条に規定するふぐ処理師試験の合格証 書の写し(条例第4条第1項第2号に該当する者 は、当該都道府県知事によりふぐの処理ができる 者として認められていることを証する書面)

2 • 3 略

様式第2号(第8条関係) 略

様式第3号(第9条関係)

ふぐ処理師免許証書換交付申請書

職氏名様

規定による免許証の書換交付を受けたいので、次のと規定による免許証の書換交付を受けたいので、次のと おり申請します。

年 月 日

郵便番号 住 所 <u>フリガ</u>ナ 申請者 氏 名

	略	
	ふぐ処理師 <u>又は</u>	有(有の場合の内容及
	<u>ふぐ調理師</u> の免	び年月日)・無
	許を受けること	
	なくふぐ取扱い	
	を行って刑に処	
	せられ、その執	
	行を終わり、又	
申	は執行を受ける	
·請 者	ことがなくなっ	
\mathcal{O}	た日から起算し	
欠格	て1年を経過し	
欠格要件	ない者	
IT	他の都道府県に	有(有の場合の内容及
	おいてふぐ取扱	び年月日)・無
	いに関する免許	
	<u>を受けていた者</u>	
	<u>のうち、当該免</u>	
	許を取り消され	
	<u>た</u> 後1年を経過	
	しない者	

注 略

添付書類

1 条例第5条に規定するふぐ処理師試験の合格証 書の写し(条例第4条第1項第2号の免許を受け ている者は、当該都道府県知事が発行したその旨 を証する書面)

2 • 3 略

様式第2号(第9条関係) 略

様式第3号(第10条関係)

収入証紙 はり付け欄

ふぐ処理師免許証書換交付申請書

職氏名様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項の 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第4項の おり申請します。

年 月 日

郵便番号 住 所

申請者 氏 名

電話番号

添付書類 略

様式第4号(第10条関係)

ふぐ処理師免許証再交付申請書

職氏名様

規定による免許証の再交付を受けたいので、次のとお 規定による免許証の再交付を受けたいので、次のとお り申請します。

年 月

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

年 月 日生 生年月日

電話番号

略

添付書類 略

様式第 5 号(<u>第12条</u>関係)

ふぐ処理師免許証返納届

職氏名様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第12条 の規定によるふぐ処理師免許証の返納について、次の┃の規定によるふぐ処理師免許証の返納について、次の┃ とおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号

返納の理由 (該当する番号

を○で囲むこ

1 条例第10条の規定によ る免許の取消し

取消しを受けた年月日 : 年月日

2 · 3 略

添付書類 略

と。)

様式第6号(第15条関係)

ふぐ処理師試験受験願書

職氏名様

電話番号

添付書類 略

様式第4号(第11条関係)

収入証紙 はり付け欄

ふぐ処理師免許証再交付申請書

職氏名様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第5項の 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第4条第5項の り申請します。

年 月

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

年 月 日生 生年月日

電話番号

略

添付書類 略

様式第5号(<u>第13条</u>関係)

ふぐ処理師免許証返納届

職氏名様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第13条 とおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名

電話番号

返納の理由 (該当する番号 を○で囲むこ

1 条例第11条の規定によ る免許の取消し

取消しを受けた年月日 : 年月日

2 · 3 略

添付書類 略

と。)

様式第6号(第16条関係)

収入証紙 はり付け欄

ふぐ処理師試験受験願書

職氏名様

よるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

出願者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

添付書類 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から 添付書類 撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5セ ンチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮 影日を記入したもの) 1枚

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定に 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定に よるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。

> 年 月 日

> > 郵便番号

所

フリガナ 出願者

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

- 1 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影 した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5セン チメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮 影日を記入したもの) 1枚
- 2 条例第7条第1号の規定に該当する者にあって は、調理師免許証の写し
- 3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあって は、次に掲げる書類
 - (1) 学校教育法第57条に規定する者であること を証する書類
 - (2) 条例第7条第2号に規定する認証施設にお いて、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの 下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従 事していることを証する書類
- 4 条例第7条第3号の規定に該当する者にあって は、次に掲げる書類
 - (1) 3の(1)に掲げる書類
 - (2) 食品衛生法施行令第35条第14号若しくは第 16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以 上従事していることを証する書類

様式第7号(第19条関係)

収入証紙

はり付け欄

ふぐ取扱い営業認証申請書

職 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第1項の 規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けるため次のふ ぐ処理師を専任者と定めましたので、次のとおり申請 します。

> 年 月 日

> > 郵便番号

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称

	及び代表者の氏名)					
		<u> </u>				
専任ふぐ	氏 名					
処理 師	登録番号	第	号			
営業	所 在 地					
未	名称、屋号					
所	又は商号					
	専任ふぐ処理	師若しくは	有(有の場合			
	ふぐ調理師を	置くことな	の内容及び年			
	くふぐ取扱い	月日)・無				
	たため又は食	品衛生法第				
	6条に違反し	たため認証				
	を取り消され、	、その取消				
申請	しの日から起気	算して1年				
者の	を経過しないね	首				
欠格	ふぐ処理師若	しくはふぐ	有(有の場合			
要件	調理師でない	者がふぐの	の内容及び年			
	取扱いを行った	たために刑	月日) •無			
	に処せられ、・	その執行を				
	終わり、又は	執行を受け				
	ることがなく	なった日か				
	ら起算して14	年を経過し				
	ない者					

注 申請者の欠格要件欄は、該当する文字を○で囲む こと。

添付書類 認証を受けようとする施設に置く専任のふ ぐ処理師の免許証の写し

様式第8号(第21条関係)

ふぐ取扱い営業認証書

営業所所在地

営業所の名称、屋号又は商号

営業者氏名(法人にあっては名称)

当営業所で下記のふぐ処理師が従事していることを 認証する。

記

氏名

登録番号

年 月 日認証 年 月 日交付

様式第9号(第22条関係)

収入証紙 はり付け欄

ふぐ取扱い営業認証書書換交付申請書

<u>職</u> 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第4項の 規定による認証書の書換交付を受けたいので、次のと おり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 氏名

(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

電話番号

認	証年月日	年	月	日
認	証 番 号	第		号
変	変更事項			
変更の内容	変更前			
内	変 更 後			
谷	変更年月日	年	月	日

注 専任ふぐ処理師の変更の場合は、氏名及び登録番 号を変更前及び変更後の欄に記載すること。

添付書類

- 1 認証書
- 2 専任のふぐ処理師の変更の場合は、専任ふぐ処 理師の免許証の写し
- 3 専任ふぐ処理師の変更以外の場合は、書換交付 の原因となる事実を証する書類

様式第10号(第23条関係)

収入証紙 はり付け欄

ふぐ取扱い営業認証書再交付申請書

<u>職</u> 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第12条第5項の 規定により認証書の再交付を次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 氏名

(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名) 電話番号

営	所 在 地			
業	名称、屋号			
所	又は商号			
再る	で付申請の理			
由	(該当するも	冰火 大火 担 悔		
のを	と○で囲むこ	滅失・亡失・損傷		
と。)			

添付書類

認証書を損傷した場合は、損傷した認証書

様式第11号(第24条関係)

収入証紙 はり付け欄

ふぐ取扱い営業認証承継申請書

<u>職</u> 氏 名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第14条第2項の 規定により認証営業者の地位の承継を次のとおり申請 します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 氏名

(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

電話番号

被承維	₭人の氏名				
又は	法 人 名				
被承維	迷人の住所				
承 総	上事 由				
(相続	の場合は被				
承継人	との続柄)				
承継事	事由発生の	年	月	В	
年	月 日	+	Л	Н	
い現	営業所の				
る認証	名称、屋				
証け	号				
	又は商号				
	営業所の				
	所 在 地				
	認証年月	年	月	目	
	目				
	認証番号	第		号	

添付書類

- 1 認証書
- 2 相続による承継の場合は、次の書類
 - (1) 認証営業者の地位を承継する者の戸籍謄 本
 - (2) 相続人が2人以上あるときは、認証営業者 の地位を承継する者以外の相続人全員の同意
- 3 合併又は分割による承継の場合は、認証営業者 の地位を承継する法人の登記事項証明書

様式第12号(第26条関係)

ふぐ取扱い営業認証書返納届

職氏名様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第26条 の規定によるふぐ取扱い営業認証書の返納について、 <u>次のとおり届け出ます。</u>

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 氏名

(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

電話番号

認証年月日	年 月 日
認 証 番 号	第 号
認証営業者名	
	1 条例第15条の規定
	による認証の取消し
	取消しを受けた年
	月日: 年月日
	2 認証書の再交付を
返納の理由	受けた後における亡
(該当する番号を○で	失した認証書の発見
囲 む こ と 。)	発見した年月日:
	年 月 日
	3 営業の廃止
	営業を廃止した年
	月日: 年 月 日

添付書類 認証書(認証書の再交付を受けた後におい て亡失した認証書を発見したときは、再交付を受け た認証書)

(鳥取県魚介類行商条例施行規則の廃止)

第4条 鳥取県魚介類行商条例施行規則(昭和40年鳥取県規則第29号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県食品衛生条例施行規則第12条の2の規定は、この規則の施行の日以後に する食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正後の食品衛生法(昭 和22年法律第233号) 第55条第1項の規定による許可について適用し、同日前にされた食品衛生法等の一部を 改正する法律第2条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧法」という。)第52条第1項の規定による許 可については、なお従前の例による。
- 3 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和3年鳥取県条例第8 号) 附則第2項の規定により同条例第3条の規定による改正後の鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16 年鳥取県条例第7号。以下「新条例」という。) 第3条第1号に規定する許可営業者とみなされた者について は、改正前の鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第19条から第26条までの規定は、当該者に係る旧法 第52条第1項の規定による許可の有効期間の満了の日までの間、なおその効力を有する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規 則の一部改正)

4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める 規則(平成12年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の	欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。
改 正 後	改 正 前
(市町村等が処理する事務の範囲)	(市町村等が処理する事務の範囲)
第2条 略	第2条 略
2~10 略	2~10 略
	11 条例別表19の22の項に規定する規則で定める事務
	は、鳥取県魚介類行商条例施行規則(昭和40年鳥取県
	規則第29号)に基づく事務のうち、次に掲げるものと
	<u>する。</u>
	<u>(1)</u> 第5条の規定による標識のはり付け
	(2) 第7条の規定による行商鑑札の再交付申請書
	<u>の受理</u>
	(3) 第9条の規定による許可申請書の記載事項の
	変更の届出の受理
	(4) 第10条の規定による廃業の届出の受理
11 条例別表19の <u>23の項</u> に規定する規則で定める事務	<u>12</u> 条例別表19の <u>25の項</u> に規定する規則で定める事務

- (平成16年鳥取県規則第78号) に基づく事務のう ち、次に掲げるものとする。
 - (1) 第11条の規定によるふぐ処理師名簿の登録事 項の訂正
 - (2) 第12条第1項の規定による届出及び免許証の 返納の受理
 - (3) 第12条第2項の規定によるふぐ処理師名簿の 登録の抹消
 - (4) 第15条の規定によるふぐ処理師試験の受験願 書の受理及び知事への送付

は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則 は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則 (平成16年鳥取県規則第78号) に基づく事務のう

ち、次に掲げるものとする。

- (1) 第12条の規定によるふぐ処理師名簿の登録事 項の訂正
- (2) 第13条第1項の規定による届出及び免許証の 返納の受理
- (3) 第13条第2項の規定によるふぐ処理師名簿の 登録の抹消
- (4) 第16条の規定によるふぐ処理師試験の受験願 書の受理及び知事への送付

1	
	(5) 第25条の規定による認証営業台帳の登録事項
	<u>の訂正</u>
	(6) 第26条第1項の規定による届出及び認証書の
	返納の受理
	(7) 第26条第3項の規定による認証営業台帳の登
	録事項の抹消
<u>12</u> 略	<u>13</u> 略
<u>13</u> 略	<u>14</u> 略
<u>14</u> 略	<u>15</u> 略

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規 則の一部改正に伴う経過措置)

5 新条例第3条第1号に規定する許可営業者とみなされた者については、前項の規定による改正前の鳥取県知 事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則第2条 第12項(第5号から第7号までに係る部分に限る。)の規定は、当該者に係る旧法第52条第1項の規定による 許可の有効期間の満了の日までの間、なおその効力を有する。